

Title	労働者を圧迫したる英国法制の沿革一斑(下)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.296(20)- 311(35)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働者を壓迫したる英國法制の沿革一斑(下)

堀 江 歸 一

四

結社法の廢止せらるゝや、他に労働者の希望する目的を達する手段を行使するに嚴酷なる制限の存在したるに拘はらず、労働運動は大なる刺戟を受け、職工組合の組織せらるゝは勿論聯合會すら設立せらるゝの勢を生じたり。而して千八百二十五年より千八百三十二年に至る數年間に於ては、労働運動と選舉法改正の問題と相關聯して、世上に種々の變態を來したり。即ち政治家は労働者の援助に依て、選舉法改正の目的を達せんとする一方に、労働者亦労働條件を改善する方便として、政治上の權力を利用せんとしたり。當時存在したる職工組合は其性質に於て、地方的たり、又其領域に於て、部分的たるを免かれざりしが、千八百三十三年以來

組合間に聯合を結ぶの端を開きたり。蓋し同年各地方に同盟罷業起り、殊にマンチエスター、ベイズレー、バーミンガム、リーズ、ダービーに起れる同盟罷業は規模廣大にして、僱者が能く労働者を壓倒するか、將た又労働者が其主張を貫徹するを得るやは大に世間の注目する所と爲り、政府は或は舊時の結社法を實行するが如き反動的手段に出でざるやの風評盛なりしを以て、労働者は之に對抗する爲め、一般職工組合(General Trades Union)を組織し(後に The Grand Consolidated National Trades Union と改稱す)九月七日バーミンガム市のジエームス、モリソンを主筆に仰ぎて「パイオニア」と題する職工組合の機關新聞を發刊したり。

上記「パイオニア」の第二號は九月十四日を以て發行せられたるが、同號は職工組合に對する政府の見解に就て、驚く可き事實を報道したり。之より前ヨークシャー州ウエスト、ライヂキングの商人並に製造業者は職工組合に關する陳情書を、時の内務大臣メルボーン卿に致したり。當時卿が如何なる答辯を爲したるかは實際に明瞭なるを得ざりしが、「パイオニア」は卿の秘書官ラムなる者の答辯書の要領を説明したる文書を掲載したり。即ち曰くメルボーン卿は從來屢々議院に

於て公言したる如く職工組合を以て、主人、勞働者自身並に一國全體に有害なる影響を及ぼし、且つ刑罰的性質を有するの意見を改めず、組合の行動の多くは違法にして、隨て斯る行動を爲すの目的を有する結社は違法の徒黨にして、習慣法の下に處罰せらる可きものなりと。結社法廢止せられて十年に近く、而して職工組合の組織漸く盛ならんとするの際に、斯る頑迷なる非勞働運動意見の有力なる政治家に依て懷抱せらるゝは、奇怪なる事相なりとせざる可からず。然も内務大臣の意見斯の如く爲る以上は、何等かの機會に於て、勞働運動に對して壓迫の加へらる可きは、世人の豫想したる所なりしが、此種の壓迫は早くも千八百三十四年に其端を發したり。所謂ドルチエスター勞働者事件として、著明なるものは是れなり。蓋し千八百三十一年より同三十二年に至る間、勞働者階級には賃銀上進の運動を企つるの風潮起れるが、トッドバッドル區の勞働者亦同様の運動を試み、僱者は彼等の要求を容るゝの意を示したるを以て、勞働者は靜肅に業に復し、其間何等脅迫強要に類する言動の現はるゝを見ざりき。然るに僱者は近隣の勞働者が一週十志の賃銀を給せらるゝに拘はらず、千八百三十三年に至り、トッドバッドルに於ける勞

働者の賃銀を九志より八志に低減したり。茲に於てか勞働者は遽に組合を組織して、賃銀の低減に對抗する一方に、僱者は次第に賃銀を低減せんとし、兩者の相争ひつゝある間に、官憲は其違法の組合に加盟したる理由の下に、六名の勞働者を拘引して、之をドルチエスターの裁判所に送致し、課するに嚴刑を以てしたり。

茲に於てか勞働者に同情して、政府の處置を非なりとする感情は世間に湧起し、議院内に於てはジョセフ、ヒューム。ウキリヤム、コベツト。デニエル、オーコンネル。サー、ウキリヤム、モールスワース。ジエー、エー、リヨベツクの諸氏は議院外に於けるロバート、オーウエン。フランシス、プレースの諸氏と協力して、ドルチエスター事件に對する判決の不法を鳴して、犯罪者の釋放を主張し、偶々判決公布の當時、結社の有罪にして、且恐怖す可き精神を有するを理由として、判決に賛成したる「タイムズ」新聞の論旨を不當なりとし、同紙を備へ付くる酒舖並に珈琲店にホイコツトを加へ、一方に投獄せられたる人並に家族を救助するを以て、職工組合當然の任務なりとし、前記「バイオニア」の外に「ツルサン」と稱する新聞紙を通じて、廣く釀金を世間に求め、曾に勞働者のみに止まらず、中流階級に屬する人の同情に依て、

相當の金額を彙集し、犯罪人釋放の爲に、下院に提出せられたる請願書には五萬人、メルボーン卿に送致せられたる覺書には二十四萬人の署名を收め得たるのみならず、數萬の人員を包擁する示威過動も亦盛に行はれたり。始め政府は是等の運動に對して高壓的手段を取り、警視總監は訓令を以て「上記の諸集會並に運動は平和を愛好する首都の人民を恐怖せしむる行爲にして、公安を害するの甚だしきを以て、各階級の人民は總て斯る事件に關係するの危険を避く可きこと」を諭告し、次いでメルボーン卿もロバート、オーウェンに對し、陳情の爲に、内務省に出頭するは、各自の自由なるも、當局者は官憲を威嚇する目的を以て、多數の集團を擁し來る陳情は之を聴取せざる旨を告げたり。然も政府は民間の運動の熾烈なるに顧み、千八百三十六年十月以來犯罪人に對する待遇を寛大にじ、次いで彼等を釋放したり。

五

メルボーン卿を中心とし、又實行者として、當時労働者の結社に對して、斯る反動的意見の行はれたるに就ては、根據の深きものあり。蓋し千八百三十年十月卿の内務大臣に就任するや、當時經濟學者として、盛名を有したるナッソー、ダブリュー、

シニオーアに同盟罷業並に結社の問題を研究し、法制の狀況若しくは改良を要する點に就て、意見を開陳することを囑し、シニオーアはトムリンソンなる法律家と協力し、千八百三十三年内務省に宛て、報告書を送致したり。今此報告書の内容として、傳へらるゝ所を見るに、労働者の運動に對して大なる反感を懷き、其精神に對して正當の理解を有せざるは、明白にして、其メルボーン卿の政策に大なる過失を生せしめたるの偶然に非ざるを知る可し。今其要點を抜抄し、且つ反駁する所ある可し。

(一) 報告書に曰く、労働者間に於ける結社の目的は賃銀の上進並に生活狀態の改善に存し、彼等は多年間大なる苦痛を蒙り、又個人自由を犠牲にして、目的を遂行せんとし、殆ど正義と人道とを顧みざりきと。然も斯の如き事實に當らず、又假に事實なりとするも、僱者の行動の共に誤まれることを認めざる可からず。労働者が結社に依り、資本家に反對したるは、不良なる労働狀況の結果にして、其原因に非ざるなり。

(二) 報告書に曰く、二三の例外を除き、結社の趨勢は其目的に反し、賃銀を低落せ

しめ、關係者の状況を不良ならしむると共に、結社より排除せられたる者の状況にも不良の影響を及ぼしたりと。是れ亦事實を誤まれるは、千八百二十四年並に同二十五年の調査委員會に於て參考員として喚問せられたる傭者が専ら組合の貸銀増進を促したる趨勢に就て愁訴し、而して労働者亦此趨勢を承認したる一事に依て、之を知るを得べし。

(三) 報告書は職工組合の目的として、貸銀を引上げ又は其低落を妨遏するの一事を挙げ、恰も貸銀の畫一を期するものゝ如くに斷定を下したり。然も職工組合は決して同一職業に於ける總ての労働者に對して、同一率の貸銀を維持せんとするものに非ず、其期する所は職工組合の定むる貸銀を以て、最低率たらしめんとするに外ならざるなり。

(四) 報告書に云ふ所の組合の暴行脅迫は何れも結社法廢止以前に起れる事件なるを以て、之あるが故に、結社法廢止の政策を翻して、之を再興し、又は千八百二十五年現行の法制よりも、嚴酷なる規則を制定するの理由とす可からず。

シニオーア氏等の職工組合に對する偏見の斯の如く爲る以上は、其メルボーン

卿を動かして、彼の如き不正の態度を持せしめたるもの亦異とするに足らざるなり。然も一度び端を發したる労働者結社の風潮は一内務大臣の僻見に依て、之を左右す可からず。千八百三十六年六月倫敦労働者協會組織せられて、専ら政治上の運動に従ひ、後日チャーチズムの信條に據て、世間を聳動せしむることゝ爲れる一方に、労働者の團結は漸を以て鞏固を加へ、其運動亦活潑と爲れり。而して此間チャーチズムの運動に對し、又工場法の修正に關するものゝ外特に政府の對労働者政策として、重要なるものを見ざりしが、労働者團結の盛なる事實は遂に政府をして之を黙過せしむるを許さず、千八百六十七年に至り政府は委員會を任選し、職工組合の組織並に規約を調査報告し、併せて是等組合に依て行はれたりと稱せらるゝ脅迫暴行其他の惡事を調査することゝしたり。此委員會成立の件、世間に發表せらるゝや、労働者の諸團體は第一に労働者の代表者中少なくとも二名を委員に列せしむること、第二に委員會の議事を公開するの二點に就て運動し、第一の要求は直に政府に容れられて、トーマス、ヒューム、フレデリック、ハリソンの兩氏委員に任命せられたるが、第二の要求は政府の拒絶する所と爲れり。斯くて委員會

の議事進行しつゝある間偶々千八百六十八年總選舉執行せられ、クレマー氏は
ワウキック區に於て、ハウエル氏はエイルスバリー區に於て、選舉を争ひたるが
不幸にして兩氏共に落選したり。然も此試が次期即ち千八百七十四年の總選舉
に於て、アレキサンダー、マクドナルド氏のスタッフオード區より、トーマス、パート
氏のモーペス區より當選して、労働者の爲めに萬丈の氣を吐くに至れる一階段と
爲れることを知らざる可からず。前記委員會に於ける調査進行の状況に就ては、
フレデリック、ハリソン氏屢々之を外間に公にしたるが、其大要を抄出すれば、委員
會が調査の結果、職工組合の暴行として、發見するを得たるは、纔にシエツフキール
ド並にマンチエスターに行はれたる二件に止まり、他に何ものをも認むる能はず、
隨て委員會は其報告書に於て、職工組合に關して、何等特殊の立法を制定する理由
を見出す能はざりき。而して職工組合あるが故に、労働者の自由を傷くるの恐な
きやの問題に對しては、委員會は最も明瞭に「暴行の最も顯著なる場合を除き、單に
労働者の自由に有害なる干渉を、及ぼしたりと云ふ普通の場合に就て考ふるに、指
示せられたる事件は、盡く僱者の證言に基けるものにして、労働者は之を實證せず、

隨て組合の權能を局限するが如き提議は委員會に於て労働者に依りて試みられ
ざりき」と云へり。

斯の如くして千八百六十七年より同六十九年に至る委員會は始め職工組合の
公衆に有害なることを立證する目的を以て、組織せられたるの風説行はれたるに
拘はらず、却て職工組合に對する正當なる理解を議院の内外に齎し來るの導火線
と爲れり。而して此委員會報告の效果として第一に見る可きものは職工組合の
資金に對する國家の保護是れなり。事の發端より説明すれば、汽罐製造並に造船
工組合ブラッドフォード支部の會計員某なる者、組合員より託せられたる資金二
十四磅を費消したるを以て、組合は共濟組合法に據て、同人を告訴したるに、ブラッ
ドフォード地方裁判所は組合は商業を制限する規約を有するを理由として、被告
を免訴し、更に組合より控訴したるに同一の判決を受け、次いで起れる同一の事件
も亦同様の決定を受けたり。此決定の如く爲らんか、職工組合は前記の如く世間
に公認せらるゝの狀態に居りながら、其資金に對しては、何等法律上の保護を受く
る能はざるの缺點を免かれず。茲に於てか職工組合の關係者は内務大臣に陳情

し、一方に下院議員ラッセル、ガーネー氏が組合員又は共同持分所有者の窃盜費消に關する法律案を提出し、其可決せられたる際、職工組合員も亦右法律に言ふ共同持分所有者なることの解釋の下に、職工組合の基金に對する法律上の保護を全うするの處置を講じ、千八百六十八年始めて組合書記の組合基金費消に制裁を加ふるを得たり。

六

爾來職工組合に關する法制は比較的順調なる發展を致し、千八百七十一年始めて職工組合法制定せられ、千八百七十六年多少の修正行はるゝと共に、千八百七十五年には徒黨並に財産保護法發布せられ、一方に労働運動又は労働者結社を取締りつゝ、他の一方に之を寛大なる規定の下に置くに至れることは、之を争う可からず。是等の三立法は之を全體に就て云へば、各種の労働者結社の法制上に於ける地位を千八百二十五年以前に比較して、全然異なるものたらしめたりとす可く、其如何なる點に於て異なるやは、左の數個條に之を簡約するを得べし。

第一、僱者と労働者との間に起る紛議に處する目的を以て行はるゝ結社に對しては、法律は之に特殊の地位を認めたり。即ち徒黨並に財産保護法第三條第一節に於ては、僱者労働者間の紛議に就て、或る行動を爲す目的を以て、二人又は二人以上の間で成立する契約又は結社にして、若しも一人に依て同一の行爲の行はれたる場合に、犯罪として處罰せらる可きものならざる以上は、徒黨として告發せられざることを規定したり。此規定は工業上の結社と他の結社との間に法律上嚴重なる區別を設け、工業上の紛議に關して、結社が成立し、例へば契約を破棄するが如き特殊の行爲を爲すも、一人の爲して犯罪と爲らざるものなる以上は、刑事上の徒黨たらざるに反し、他の目的を達する爲めに行はるゝ結社は之を刑事上の徒黨たらざるとするものなり。隨て労働者に結社成立し、例へば僱者に賃銀の引上を強要する爲めに、何等の豫告を與へずして、自己の仕事を停廢するも、犯罪たらざる蓋し仕事の停廢は一個の労働者に於て、自由に之を爲すを得べく、而して之を爲すや、何等之を罪するの理由なきを以てなり。即ち一人が爲して罪せられざる行爲は、多數が同時に之を爲すも、何等罪せらるゝものに非ざるの原則は、明に承認せられたり。同盟罷業に對しては、固より相當の制限なかる可からず、又罷業に伴う罷業者

の行動にして、社會の公安を害し、他人の自由を傷くる以上は之を所罰せざる可からずと雖も、如上の原則の承認せらるゝ爲めに、合法的に同盟罷業を行ふの餘地を生じ、爲めに労働運動を自由ならしむるは、明白の事實なりとす。

第二、英國の労働運動に於て、從來ピッケツチングとして知らるゝ一の方法あり。労働者が同盟して罷業する場合に、最も必要なるは、盟約者中に一の違反者なからしめ、團結を鞏固にして、以て備者に當るの一事に外ならず。此目的を達するには、罷業者の團體中、幹部に居る者が常に他を督勵し、意思薄弱、態度曖昧なりと認めらるゝ者あるとき、其所在を監督し、行藏を探知せざる可からず、斯る行爲は法律の所謂ピッケツチングと稱するものにして、從來固く是等の所業を禁止したり。然るに「徒黨並に財産保護法」に於ては、其第七條に於て從來の法律が各種のピッケツチングとして挙げたる各種の行爲例へば他人を強要する目的を以て(一)其人其妻子に暴行脅迫を試み、又は其財産を毀傷し(二)一の場所より他の場所を経て、人を追跡し(三)人の所有する道具被服其他の財産を隠匿し、奪取し、又は其使用を妨害し(四)人の住居し、労働し、營業する家屋又は其他の場所を包圍監視し(五)二人以上相集まり

て、他人に追隨する等の行爲を禁じたれども、一方に人の住所し、労働し、營業する家屋又は其他の場所に赴き、又は之に近づきて、或る情報を得ることは、本條に所謂包圍監視に該當せざるものとし、以て平和的にピッケツチングの行はるゝ餘地を示したり。

第三、職工組合は千八百二十五年の法律に於ては其目的とする所商業の制限に存するの故を以て、尙ほ違法の結社たるを免かれざりしが、今や其違法の性質を脱するを得たり。隨て職工組合の資金は完全に法律に依て保護せられ、役員が之を費消して、制裁を免かるゝが如き矛盾を生ずることなし。

第四、職工組合に依て、或は罷業中の労働者に依て、他の労働者又は備者の自由行動に干渉する目的を以て、行はるゝ或る種類の脅迫は之を有罪として、相當の制裁を課す。是れ全體の自由を尊重すると共に、個人契約上の自由を尊重するの意に出づるものなり。

英國に於て労働者を壓迫したる法制が漸次緩和せられ、結局職工組合を公認し、進んで之を保護するに至れる事歴の一斑は上述の如し。而して斯る法制上の變

遷を生じつゝある間に於て、此變遷の勢を促進したる國民的思想の存在したるとは何人も看過す可からざる所なり。當時の國民的思想は何なりしやと云へば、社會的利益の均衡を尊重するものに外ならざりき。即ち今日の社會に於て、國民の多數は他の少數者の享受すると同一の幸福に浴し、同一の享樂に與る能はず、徒に少數者を幸福ならしめ、又彼等を富裕ならしむる爲めに、労働に孜々たるの觀あり。斯る貧困の弊害に對して、國家は宜しく賃銀收得者の階級を保護す可く、而して其之を保護するや、教育の形態に於て、又は有形的幸福の形態に於て、富者が各自の努力に依て、收め得る所のものと同一の利益を廣く國民に與ふるの必要あると共に、國家自ら一部の國民殊に賃銀收得者の階級に居る者をして各自の自治的能力に依て、發展せしむるの計畫を講せざる可からず。斯る思想が漸次國民の間に普及し、又國家自ら此思想に依て立法的施設を爲すとすも、英國に於て其社會の組織を擧げて、所謂コムミュニズムに一變せしむるに至らず。然も十九世紀の後半を通じて、社會に於ける各種階級の間に利益の均衡を保持し、特に社會全體の負擔を以て、賃銀收得者の利益を期圖し、又賃銀收得者自身をして各自の利益を發揚す

るに遺憾なからしむる立法の制定せられたるは、注目す可き事實なり。

彼の我國に於て、社會政策を實行すると稱して、労働者を壓迫し、労働運動を拘束する法制に就て、何等顧みる所なきが如き、労働者保護の問題が今や國際間の協定に付せられんとする時に、職工組合の公認の一部人士に主張せられつゝあるが如き、將た又人種的差別を撤廢し、國際間に於ける労働者移動の自由を認むる條件として、最低賃銀の決定が國際間の問題たらんとする際に、我國に何等の準備の存せざるが如き、國民の一員として、耻づる所なき能はず。余が特に英國立法の變遷を論じたるもの亦他に意に存する所あるを以てなり。